

# 公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書

次の該当項目について、公正採用選考人権啓発推進員の選任状況を報告します。

●該当項目をチェック

新規

公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり選任しました。

変更（交代）

公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり変更しました。

増員

公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり増員しました。

選任中

令和 年 月 日現在、公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり選任中です。

氏名	役職名	選任年月日	推進員研修会受講年月日	従業員数
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	名

令和 年 月 日

〒 -

事業所所在地.....

電話番号 ( ) ..... -

E-mail ..... @

事業所名.....

事業主氏名.....

雇用保険適用事業所番号     -       -

※職業紹介事業者許可番号 23 - ユ・ム -

※労働者派遣事業者許可番号 派23 -

.....公共職業安定所（出張所）長 殿

## 【注意】

- (1) 控えをおとりいただき、原本を事業所管轄の公共職業安定所（出張所）へお届けください。※Eメールによる届出可。
- (2) 公正採用選考人権啓発推進員については、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項又は職業紹介に関する事項について相当の権限を有する方を選任してください。
- (3) ※欄については、該当する事業所のみ記入してください。  
その場合の選任年月日は、「許可日」以前の日付を記載してください。
- (4) 「公正採用選考人権啓発推進員制度」の詳細等については、裏面又はホームページをご覧ください。  
愛知労働局ホーム>各種法令・制度・手続き>職業対策関係>法令・制度について>公正な採用選考について>公正採用選考人権啓発推進員制度について  
[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/shokugyou\\_taisaku/\\_79409/onegai.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/onegai.html)
- (5) 報告いただいた内容については、ハローワーク関係業務以外で使用することはありません。